第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式を次のように改める。

算式	$\dfrac{\sum_{n=5}^{13}(B_n\times C_n)\times\dfrac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(D_n\times E_n)+\sum_{n=4}^{13}(F_n\times G_n)+\sum_{n=8}^{20}(H_n\times I_n)+\sum_{n=20}^{20}(J_n\times K_n)}{4{,}500円\times A}$

第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式の符号中「$C_5=0.026$」を「$C_5=0.012$」に、「$C_{10}=0.038$」を「$C_{10}=0.006$」に、「$C_{11}=0.024$」を「$C_{11}=0.023$」に改め、同号算式の符号D_5中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$E_{17}=0.006$」を「$E_{17}=0.022$」に改め、同号算式の符号E_{19}の次に次のように加える。

$E_{20}=0.005$	

第十二条第六項の表都道府県の項第七号算式の符号中「$G_5=0.005$」を「$G_5=0.002$」に、「$G_{10}=0.043$」を「$G_{10}=0.000$」に、「$G_{13}=0.022$」を「$G_{13}=0.021$」に改め、同号算式の符号H_5中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$I_{10}=0.127$」を「$I_{10}=0.020$」に、「$I_{11}=0.078$」に、「$I_{13}=0.076$」を「$I_{13}=0.075$」に、「$I_{15}=0.037$」を「$I_{15}=0.036$」に、「$I_{16}=0.037$」を「$I_{16}=0.036$」に、「$I_{17}=0.010$」を「$I_{17}=0.036$」に改め、同号算式の符号I_{19}の次に次のように加える。

$I_{20}=0.008$	
J_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債のうち特定間伐等促進対策に係るものの額	
$K_{20}=0.005$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰ中「$\sum_{n=10}^{13}$」を「$\sum_{n=11}^{13}$」に、「$\sum_{n=14}^{19}$」を「$\sum_{n=14}^{20}$」に、「$\sum_{n=17}^{19}$」を「$\sum_{n=17}^{20}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅰの符号中「$C_{11}=0.037$」を「$C_{11}=0.036$」に、「$C_{12}=0.036$」を「$C_{12}=0.035$」に、「$E_{17}=0.006$」を「$E_{17}=0.022$」に改め、同号算式Ⅰの符号E_{19}の次に次のように加える。

$E_{20}=0.005$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$G_{17}=0.010$」を「$G_{17}=0.036$」に改め、同号算式Ⅰの符号G_{19}の次に次のように加える。

$G_{20}=0.008$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$I_{14}=0.034$」を「$I_{14}=0.033$」に、「$I_{16}=0.037$」を「$I_{16}=0.036$」に、「$I_{17}=0.010$」を「$I_{17}=0.036$」に改め、同号算式Ⅰの符号I_{19}の次に次のように加える。

$L_{20}=0.008$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$K_{14}=0.034$」を「$K_{14}=0.033$」に、「$K_{16}=0.037$」を「$K_{16}=0.036$」に、「$K_{17}=0.010$」を「$K_{17}=0.036$」に、「$N_{16}=0.037$」を「$N_{16}=0.036$」に、「$N_{17}=0.010$」を「$N_{17}=0.036$」に改め、同号算式Ⅰの符号N_{19}の次に次のように加える。

$N_{20}=0.008$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号P_{19}の次に次のように加える。

$P_{20}=0.012$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅰの符号中「$R_{17}=0.010$」を「$R_{17}=0.029$」に改め、同号算式Ⅰの符号R_{19}の次に次のように加える。

$R_{20}=0.006$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱ中「$\sum_{n=11}^{19}$」を「$\sum_{n=11}^{20}$」に、「$\sum_{n=10}^{12}$」を「$\sum_{n=11}^{12}$」に、「$\sum_{n=12}^{20}$」に、「$\sum_{n=16}^{19}$」を「$\sum_{n=16}^{20}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅱの符号中「$D_{15}=0.012$」を「$D_{15}=0.025$」に、「$D_{17}=0.010$」を「$D_{17}=0.015$」に改め、同号算式Ⅱの符号D_{19}の次に次のように加える。

$D_{20}=0.009$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$F_{17}=0.005$」を「$F_{17}=0.007$」に改め、「$H_{10}=0.135$」を削り、「$J_{15}=0.027$」を「$J_{15}=0.056$」に、「$J_{17}=0.022$」を「$J_{17}=0.034$」に改め、同号算式Ⅱの符号J_{19}の次に次のように加える。

$J_{20}=0.019$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅱの符号中「$L_{17}=0.008$」を「$L_{17}=0.038$」に改め、同号算式Ⅱの符号L_{19}の次に次のように加える。

$L_{20}=0.008$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅲ中「$\sum_{n=13}^{19}$」を「$\sum_{n=13}^{20}$」に、「$\sum_{n=12}^{19}$」を「$\sum_{n=12}^{20}$」に、「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅲの符号中「$E_{15}=0.0122$」を「$E_{15}=0.0250$」に、「$E_{16}=0.0141$」を「$E_{16}=0.0140$」に、「$E_{17}=0.0101$」を「$E_{17}=0.0152$」に改め、同号算式Ⅲの符号E_{19}の次に次のように加える。

$E_{20}=0.0087$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅲの符号中「$K_{15}=0.0122$」を「$K_{15}=0.0250$」に、「$K_{16}=0.0141$」を「$K_{16}=0.0140$」に、「$K_{17}=0.0101$」を「$K_{17}=0.0152$」に改め、同号算式Ⅲの符号K_{19}の次に次のように加える。

$K_{20}=0.0087$	

第十二条第六項の表都道府県の項第八号算式Ⅳ中「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅴ中「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅴの符号中「$D_{15}=0.015$」を「$D_{15}=0.014$」に改め、同号算式Ⅵ中「629円」を「614円」に改め、同号算式Ⅵの符号B中「平成19年度」を「平成20年度」に改め、